

## 大和生命の更生手続に関する論点整理

アンダーソン・毛利・友常法律事務所<sup>1</sup>

## 目次

1. 一般	1
2. 保険契約への影響	4
3. 保険以外の取引への影響	9
4. 株主への影響	10

\* \* \* \*

## 1. 一般

## (1) 大和生命保険株式会社のビジネスの概要

・大和生命のHP → <http://www.yamato-life.co.jp/index.html>

・主要業務は、①生命保険業免許に基づく生命保険業、及び、②資産運用業である。②生命保険業に関し、企業相手と考えられる i) 団体保険、ii) 団体年金保険は、保険契約高ベースで約 15%。

(\*) 2007 年度（2007 年 4 月 1 日～2008 年 3 月 31 日）の保険契約高は、個人保険・個人年金保険が 10,746 億円、団体保険が 1,703 億円、団体年金保険（責任準備金）が 123 億円です。同事業年度の収支状況は、収入につき保険料等収入が 356 億円、資産運用収益が 213 億円、支出につき、保険金等支払金が 356 億円、資産運用費用が 154 億円、事業費が 96 億円です。データは次のサイトから引用しました。

「平成 19 年度決算について」（「決算」）

[http://www.yamato-life.co.jp/company/co/pdf/yamato\\_bd\\_pdf/h19\\_kessan.pdf](http://www.yamato-life.co.jp/company/co/pdf/yamato_bd_pdf/h19_kessan.pdf)

「ヤマト生命の現状 2008」<http://www.yamato-life.co.jp/company/co/disclosure.html>

また、ソルベンシー・マージン比率は 555.4%（平成 20 年 3 月期）。そのほかの主要計数については、下記金融庁『大和生命の経営破綻について』1 頁

[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/dai2/siryou/20081027/01.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/dai2/siryou/20081027/01.pdf) 参照。

・主な保険分野は以下のとおり（「決算」より）；

i) 団体保険

a) 死亡保障（普通死亡 1,074 千件（1,703 億円）、災害死亡 56 千件（117 億円））

<sup>1</sup> 本メモは、大和生命の破綻（更生手続開始申立て）に際して、当事務所の多くの依頼者からの問い合わせに対応するため、所内にて情報を整理、共有する目的で当初作成されたものをベースにしています。このたび、その内容の一部を、当事務所のホームページを通じて一般に公開するため、内容を基本的に一般に公表されている情報に限定したバージョンとして作成したものです。（問合せ先については、本メモ末尾をご参照。）

- b)入院保障（災害入院 54 千件（0 億円）、障害保障（54 千件（－））
- ii)団体年金保険
  - 生存保障 22 千件（123 億円）

(\*) 数値は、2008 年度末の「被保険者数（保有契約高）」を示しております。

- ・債権者の大多数は保険契約者（大和生命 PR 「更生手続開始申立てに関するお知らせ」（「申立てお知らせ」）より）

[http://www.yamato-life.co.jp/company/news/pdf/yamato\\_bn\\_pdf/2008/pr1010\\_1.pdf](http://www.yamato-life.co.jp/company/news/pdf/yamato_bn_pdf/2008/pr1010_1.pdf)

- ・3 件の再保険借がある（総額 3310 万 4746 円）。

## (2) 今回の申立ての根拠法令

- ・根拠法は会社更生法であるが、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（「更生特例法」）の第 4 章の第 2 節「保険業を営む株式会社の更生手続の特例」その他の規定が適用される。

## (3) これまでの経緯、現況及び今後のスケジュール

### 【これまでの経緯】

- ・平成 20 年 10 月 10 日午前 8 時半、東京地裁民事 8 部に更生手続開始の申立て。同時に保全管理命令の発令を受けた（大和生命 PR 「債権者説明会開催のお知らせ」（「説明会お知らせ」）より）。  
[http://www.yamato-life.co.jp/company/news/pdf/yamato\\_bn\\_pdf/2008/pr1010\\_3.pdf](http://www.yamato-life.co.jp/company/news/pdf/yamato_bn_pdf/2008/pr1010_3.pdf)  
保全管理人は瀬戸英雄弁護士であった。更生手続開始決定（下記【現況】参照。）により保全管理命令は現在失効している（会社更生法 30 条）。

- ・平成 20 年 10 月 11 日～同月 15 日、債権者への経緯の説明会（「説明会お知らせ」より）（現在説明会は終了している。）

- ・金融庁による業務停止命令（保険業法 241 条 1 項）等の処分はなされておらず、行政手続による破綻処理手続は採用されないと思われる。

- ・過去の破綻事例との比較（別紙 1 及び 2 参照）

### 【現況】

- ・平成 20 年 10 月 17 日午後 3 時、東京地裁民事 8 部より更生手続開始決定（大和生命 PR 「更生手続開始決定について（管財人からのご挨拶）」より）。

<http://www.yamato-life.co.jp/pdf/goaisatsu081017.pdf>

管財人として保全管理人であった瀬戸英雄弁護士を選任。

- ・平成 20 年 10 月 27 日、大和生命の経営責任についての調査を行うため、経営責任調査委員会設置。調査委員会委員長は才口千晴氏（元最高裁判事）。平成 21 年 1 月を目処に管財人に対し報告書提出予定

(大和生命 HP「経営責任調査委員会について」

<http://www.yamato-life.co.jp/company/info/responsible.html>)。

#### 【今後のスケジュール】

管財人は、破綻保険会社の業務・財産を管理、調査しながら、保険契約の移転等を含む計画（「更生計画案」）を作成し、関係者の決議を経て、裁判所に計画の認可を求める。そして、更生計画案が認可された後は、この計画に基づいて保険契約の継続が図られる。

また、かかる更生手続においては、更生特例法に基づき、原則として、生命保険契約者保護機構（下記2(2)参照。）が個々の保険契約者を代理して更生手続に参加することとなる（下記2(3)ウQ2参照。）。具体的には、保険契約者は独自に裁判所への債権届出等の手続を行う必要はなく、同機構が保険契約者の一覧表を作成して裁判所へ届け出ることによって債権届出を代理し、また、管財人の作成した更生計画案が決議に付される関係人集会等における議決権の行使等一切の手続を代理することとなる。

具体的なスケジュールは次の通り。

(\*) 大和生命 HP「保険契約者様からよくあるご質問」(<http://www.yamato-life.co.jp/webQA.html>)（「契約者用Q&A」第2 Q5より引用しました。

①平成20年12月2日ころから2週間

保険契約者保護機構による保険契約者表の作成、縦覧。

大和生命保険(株)菊川事務センター（東京江東区森下4-9-25）

②平成20年12月17日まで

裁判所に対する債権届出期間（保険契約者については、保険契約者保護機構が代わって保険契約者表を提出

③平成21年2月13日

管財人による更生計画案の提出期限<sup>2</sup>

④平成21年3月上旬

保険契約者保護機構から保険契約者あて更生計画案の要旨の送付

⑤平成21年3月下旬

裁判所による更生計画案認可決定（予定）

なお、上記と並行してスポンサーの選定手続が次の通り進行中である<sup>3</sup>。

<sup>2</sup> 平成14年改正前の会社更生法（「旧法」）下では、実務運用上更生手続案の提出期限が延長される結果、更生手続開始決定から2年以上経過してから提出される例も多かった。現行法下では、「特別な事情があるとき」に限って提出期限の延長を認めることとし、さらにやむを得ない事情がある場合を除き、延長は二回を超えて行うことができない旨会社更生規則で歯止めがかけられている（会社更生規則50条2項）（門口正人ほか編『新・裁判実務体系第21巻 会社更生法 民事再生法』178頁（青林書院、2004年））。なお、上記「特別な事情」としては、①更生債権者等の数が著しく多数に及ぶために更生債権等の調査及び確定に多大の時間を要する場合、②多数の否認権行使をしなければならないなど更生会社の財産の確保に時間を要する場合、③経済情勢に大幅な変動が生じ、更生会社の収益状況に著しい変化が生じた場合等が挙げられる（深山卓也ほか著『新しい会社更生法』129頁（きんざい、平成15年12月10日））。

<sup>3</sup> 一般に、適切なスポンサー企業が現れない場合であっても、機構の子会社又は機構自らが保険契約を引き受け、保険契約者の保護を図ることになる（保険業法270条の3の2、270条の4）。もっとも、既にスポンサー候補として9社の名乗りを受けている現状では、機構の子会社又は機構自らによる保険契約の引き受けが選択される可能性は少ないと考えられる。

- ・ スポンサー候補として10社（国内外の保険会社2社、投資ファンド8社）が手を挙げた（社名はいずれも未公表）。平成20年11月17日付けで入札締め切り。実際にはこのうち8社程度が入札した模様（平成20年11月18日付け日本経済新聞朝刊）。
- ・ スポンサー選定についてのファイナンシャル・アドバイザーは、日興シティグループ証券株式会社。

## 2. 保険契約への影響

### (1) 更生手続開始決定による影響

過去に更生手続が適用された千代田生命及び協栄生命の事例（各事例の概要については別紙1及び2参照。）では、更生手続開始決定において、管財人が保険契約の転換、契約者貸付、保険期間・契約者の変更、不動産の処分、借財等を行うには裁判所の許可を要するとされた（門口正人ほか編『新・裁判実務体系第21巻 会社更生法 民事再生法』300、304頁（青林書院、2004年））。契約者用Q&A第1Q4には「会社更生手続中の保険契約の変更は、原則として禁止されて」いるとあり、本件の更生手続開始決定においても上記同様の裁判所による要許可行為の指定が行われている。なお、同Q&Aによれば、契約者変更（契約者死亡等、契約者側の恣意によらないもの）、受取人変更、改姓・改名・改称、改印、保険料振替口座の変更等は現時点でも可能である。

### (2) 大和生命に適用される保険契約者保護制度の概要

#### 【生命保険契約者保護機構による保護制度の概要】

- ① 保険事業においては、保険会社が経営破綻した場合に保険契約者に対して最低限の補償を行うため、保険業法259条以下により、機構の会員に対しては機構によるセーフティネットが整備されている。大和生命は生命保険契約者保護機構（「機構」）の会員であるため、大和生命の引き受けている保険契約は、機構の資金援助による補償の対象となる（機構会員会社一覧（<http://www.seihohogo.jp/list.html>）参照。）。
- ② 上記①により、i) 保険契約は継続され、ii) 機構からの資金援助により一定額を補償される（「契約の移転等における資金援助」。保険業法266条）。ii) 機構からの資金援助の額は、(a) 契約の移転等に必要となる費用（同法270条の3第2項3号、保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（「特別措置命令」）、50条の7）、及び(b) 破綻時の保険契約の責任準備金等<sup>4</sup>（責任準備金、支払備金及び社員配当準備金又は契約者配当準備金）の90%と機構の確認を得た破綻保険会社の資産の額（「確認責任財産評価」。保険業法270条の3第2項2号、270条の2第2項、）の差額、である（保険業法270条の3、特別措置命令50条の4第1項、50条の5第1項、50条の6）。但し、ii) (b)のうち「破

<sup>4</sup> 申立てお知らせによると、大和生命の責任準備金等は以下のとおり；

・支払備金	；3002件	(17億9766万2627円)
・責任準備金	；17万5561件	(2550億2534万9511円)
・契約者配当準備金	；4537件	(15億4012万1781円)

綻時の保険契約の責任準備金等」につき、「高予定利率契約」の補償限度額は90%より低くなる（特別措置命令50条の5第2項）。

- ③ 上記②の資金援助の財源（「保険契約者保護資金」）は、破綻の発生有無に関わらず、一定の金額を会員各社が事前に拠出する方法を採っている（保険業法265条の33、機構定款69条 <http://www.seihohogo.jp/pdf/outline01.pdf>）。保険契約者保護資金の残高としては4000億円が一定の基準となっており、不足分は、4600億円の限度で他の保険会社・金融機関等からの借入で補うことができる（保険業法265条の42、保険業法施行令37条の4、機構定款82条）。なお、現在の保険契約者保護資金額は、約62億円にすぎない（機構貸借対照表 <http://www.seihohogo.jp/pdf/outline05.pdf>）。また、平成20年3月末現在、上記借入限度額のうち業界負担枠は約3591億円となっており、大和生命への資金援助等の対応がかかる業界負担枠内に収まらない場合、国会審議を経て国から機構に対し補助金が交付される可能性がある（保険業法附則1条の2の14第1項、保険業法施行令8条の5第3号）<sup>5</sup>。

#### 【機構の従前の活動】

- ④ 過去の破綻処理において資金援助が発生した際は、生命保険契約者保護機構の設立後、間もなかったこともあり、事前に拠出された財源は僅少であったため、財源の不足分は借入れを行うことにより補い、迅速かつ円滑に資金援助を行った。なお、借入れにより補った財源については、事後的に会員各社から徴収する負担金で返済を行っている。
- ⑤ これまでの破綻処理においては、保険契約者保護資金の積立残高が僅少であるにもかかわらず、円滑・的確な資金援助等業務が行われてきた実績がある（安居孝啓『最新保険業法の解説』（「安居」）643頁（2006年、大成出版社））。
- ⑥ 従前の生命保険会社破綻事例での「契約の移転等における資金援助」の額は次のとおり（いずれも行政手続の事例）（山本和彦『保険会社に対する更生特例法適用の諸問題』（「山本論文」）298頁〔民商'01（125-3-2）〕）；
- |                                 |          |
|---------------------------------|----------|
| 東邦生命（受け皿となったジー・イー・エジソン生命に対し）    | ：約3660億円 |
| 第百生命（受け皿となったマニュライフ・センチュリー生命に対し） | ：約1450億円 |
| 大正生命（受け皿となったあざみ生命に対し）           | ：約262億円  |
- ⑦ 上記⑥に対し、過去の更生手続の事例では本資金援助がなされていないが、これらの事案は「機構の資金援助は最終的には必要とされ」なかった事案であった（山本論文289頁注(25)）。特に、協栄生命の事案では、スポンサーとなったザ・プルデンシャル・インシュランス・カンパニー・オブ・アメリカが、スポンサー交渉の際そもそも機構の資金援助を求めないことを確約していた（同論文304頁）。

<sup>5</sup> なお、保険業法附則1条の2の14第1項では、かかる補助金交付は、平成21年3月31日までの間に会社更生手続開始の申立てその他の破綻が生じた場合に限定されている。この点、かかる補助金交付を受けられる場合を平成24年3月31日までに破綻が生じた場合に延長する旨の保険業法改正法案が、平成20年10月24日付けにて国会に提出されている（<http://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html>）。

**【更生計画による保険契約の変更の可能性】**

- ⑧ 破綻した生命保険会社の財務状況により、契約条件が次のように変更される結果、保険金・年金額等が減少する可能性がある<sup>6</sup>。
- ・責任準備金の削減（×90%等。上記②参照。）
  - ・保険料率の算定基礎となる基礎率（予定利率等）の引下げ
- ⑨ 一定期間「早期解約解除制度」が設けられる可能性がある<sup>7</sup>。
- ⑩ 確定拠出年金保険、団体生存保険、企業年金連合会保険、新企業年金保険等、一定の運用実績連動型保険契約のうち、特別勘定に係る部分については、機構の補償対象外となる（特別措置命令 50 条の 3 第 1 項）（責任準備金を削減しない更生計画を作成することは可能）。

**(3) 大和生命に適用される保険契約者保護制度の詳細**

ア. 機構のウェブサイト「生命保険会社の保険契約者保護制度 Q&A」

([http://www.seihohogo.jp/qa\\_index.html](http://www.seihohogo.jp/qa_index.html))

上記ウェブサイト生命保険契約者保護機構の組織・機能、生命保険会社が破綻した場合の手続、生命保険会社が破綻した場合の補償内容等についての詳細な説明があるので、参照されたい。

(\*) なお、同ウェブサイト上の解説は、平成 18 年 4 月現在の生命保険会社の保険契約者保護制度を元に行っていることにご注意ください。

イ. 大和生命 HP「保険契約者様からよくあるご質問」（「契約者用 Q&A」）

(<http://www.yamato-life.co.jp/webQA.html>)

上記ウェブサイト破綻後の保険契約の取扱い、更生手続、株主の地位、旧役員の責任等について詳細な説明があるので、参照されたい。

(\*) なお、契約者用 Q&A は随時更新されています。

ウ. 当事務所による上記ア及びイの補足解説並びに追加論点

Q1 大和生命の保険契約者が法人である場合と個人である場合で機構による補償に差がありますか。

⇒ 差はありません。補償対象契約は保険業法 270 条の 3 第 2 項 1 号、特別措置命令 50 条の 3 第 1 項で定められていますが、生命保険に関しては、再保険を除きすべての契約が補償対象とされています（同項 1 号・2 号）。なお、一定の運用実績連動型保険契約のうち、特別勘定に係る部分については、機構の補償対象外となります（上記(2)⑩参照。）。

Q2 保険契約者の更生手続への参加方法

⇒ 原則として、機構が保険契約者表を作成し裁判所に提出することにより、機構が保険契約者に代わって更生手続に関する一切の行為（更生計画案が決議に付される関係人集会等における議決権行使等）を行います（更生特例法 432 条）。なお、別に裁判所に届け出ること独自に更生手続に参加することも可能です（契約者用 Q&A 第 2 Q2、更生特例法 431 条 1 項後段）。機構

<sup>6</sup> 契約者向け Q&A 第 1 Q5 参照。

<sup>7</sup> 「早期解約解除制度」とは、更生計画の認可決定後、一定期間内の解約請求に対し、契約条件変更後の解約返戻金等から更に一定の割合で削減される制度。契約者向け Q&A 第 1 Q5 参照。

の作成した保険契約者表は、更生会社の本社内等の縦覧窓口で2週間縦覧に供せられます（更生特例法 428 条）。機構が同表を裁判所へ届け出ること、通常会社更生における債権届出が代理されることとなります（更生特例法 429 条、430 条、431 条）

また、管財人の選任につき意見がある更生債権者は、平成 20 年 11 月 14 日までに「〒100-8920 東京地方裁判所民事第 8 部 更生会社大和生命保険株式会社 係」宛てに書面で意見書を提出することができます（会社更生法 85 条 4 項、契約者用 Q&A 第 3 Q1 参照。）。

さらに、平成 14 年改正後の現行会社更生法では、更生債権者が自主的に組織した委員会（「更生債権者委員会」）が一定の要件<sup>8</sup>を満たす場合には、利害関係人の申立てに基づく裁判所の承認により、更生手続上次の権限等が付与されます（会社更生法 117 条）。この点、旧法より更生債権者の意思を更生手続に反映させる途が強化されています<sup>9</sup>。

- ・ 裁判所又は管財人に対する意見陳述（同条 1 項）
- ・ 更生計画外営業譲渡に関する意見陳述（同法 46 条 3 項）
- ・ 関係人集会の招集申立（同法 114 条）
- ・ 裁判所に対し、更生会社の事業の更生に必要な事項等について管財人に報告を命じるよう申し出る権限（同法 120 条 1 項）

### Q3 過去の破綻事例における金融庁の行政処分について

⇒ 別紙 1 及び 2 参照。なお、保険業法及び会社更生法上は、行政手続上の保険管理人と更生手続上の保全管理人又は管財人の地位は両立せず、それぞれの手続が両立することは想定していないと解するのが合理的です。前例においても、行政手続と更生手続は択一的なものとして扱われています。

### Q4 破綻後も保険契約を継続する場合、保険料を継続して払い込む必要はあるでしょうか。

⇒ 払い込む必要があります。

### Q5 破綻後、保険契約の解約はできるでしょうか。

⇒ 現在、裁判所の更生手続開始決定に当たって、保険契約の「解約受付」には裁判所の許可が必要とされています（契約者用 Q&A 第 1 Q3、会社更生法 72 条 2 項）が、会社更生法上、更生計画の定め又は裁判所の決定で、更生計画認可の決定後の更生会社にはかかる解約受付禁止は適用しないとすることができます（同条 3 項）。したがって、更生計画認可後の解約については、更生計画の定めを確認する必要があります（契約者用 Q&A 第 1 Q3）。過去の事例における更生計画では、更生計画認可決定後の早期解約について、「早期解約解除制度」を設け、認可決定後の一定期間における解約については解約返戻金の一部を削減することで、解約に制限をかけています（注 7 参照。）。

<sup>8</sup> 要件は次のとおり（会社更生法 117 条）。

- ①委員の数が 3 人以上 10 人以内（1 号）
- ②更生債権者の過半数が、当該委員会が更生手続に関与することに同意していると認められること（2 号）
- ③当該委員会が更生債権者全体の利益を適切に代表していると認められること（3 号）

<sup>9</sup> 更生債権者委員会が更生会社の更生に貢献する活動のために必要な費用を支出した場合には、裁判所の許可により、更生会社財産から相当と認める額の費用の償還を受けられる（会社更生法 117 条 4 項）。

#### Q6 更生計画認可前までの間に死亡事故等の保険事故が発生した場合の保険金等の支払いについて

⇒ かかる保険金等の支払請求権は更生債権<sup>10</sup>に該当するので、更生手続開始後は、原則として、更生手続の定めがない限り保険金等の支払等債務の弁済は禁止されます（会社更生法 47 条 1 項）。

もともと、破綻保険会社と機構の間で「補償対象保険金の支払に係る資金援助契約」が締結された場合には、補償対象保険契約（生命保険では、保険業法 3 条 4 項 1 号及び 2 号の契約がこれに該当。）に基づく保険金等の支払いを受けることができます（更生特例法 440 条 1 項）。当該契約は、破綻保険会社が「補償対象保険金の支払に係る資金援助」（「契約の移転等における資金援助」（上記(2)②参照。）とは別制度。保険業法 270 条の 6 の 6）を機構に申し込み、機構が委員会の決議により援助を行うことを決定した場合に締結されます（同法 270 条の 6 の 7 第 1 項、3 項）。仮に当該契約が締結されなかった場合には保険金等の支払を受けることはできないこととなりますが、過去の更生手続の事例（千代田生命（平成 12 年 10 月 13 日更生開始決定）、協栄生命（平成 12 年 10 月 23 日更生開始決定）及び東京生命（平成 13 年 3 月 31 日更生開始決定）では、いずれも当該契約が締結されています。もともと、いずれの事例でも、当該契約に基づく資金援助は実際には行われておりません（山本論文 314 頁）。

なお、本資金援助の対象である「補償対象保険金」の額の上限は、当該保険金額の 90%（高予定利率契約を除きます。）とされています（保険業法 270 条の 6 の 6、245 条 1 項 1 号、特別措置命令 1 条の 6 第 1 項 1 号、2 号、2 項、契約者用 Q&A 1-No. 15 参照。）。具体的な金額の定め方については法に規定はありませんが、「（更生手続係属中の）保険会社の手元余裕資金を超えて補償対象保険金の支払のために必要と見込まれる額と考えられ」ます（安居 679 頁）。

この点、契約者用 Q&A 第 1 Q9 及び 11 において、10 月 9 日までの間に発生した保険事故に係る保険金（但し、当該保険金の支払により消滅することになるものに限られます。）については全額、同月 10 日以後更生計画認可前に発生した保険事故に係る保険金・給付金等については、原則として保険金額・給付金額等の 90% まで支払う方針が大和生命により示されている。

#### Q7 「契約の移転等における資金援助」と「補償対象保険金の支払に係る資金援助」がともに交付されることはあるのでしょうか。

⇒ ありうると思われます。安居 679 頁では、「補償対象保険金の支払に係る資金援助を行った後に、保険契約の移転等における資金援助を行う場合もありうるが、補償対象保険金の支払により後者の資金援助の対象となる補償対象契約が減少する形で調整されることとなる」とされています。

<sup>10</sup>「更生債権」とは、更生会社に対し更生手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権及び更生手続開始後の利息の請求権等会社更生法 2 条 8 項各号に列挙された債権をいう。



### 3. 保険以外の取引への影響（大和生命を相手に、為替/スワップ/債券貸借/現先等の取引をしている場合等）

#### Q1 履行期が到来している債権の履行請求の可否

⇒ 上記2(3)ウ Q6記載のとおり、当該債権が更生債権に該当する限り、更生手続開始決定後は、更生計画の定めによるものでない限り、履行請求をしても、原則として弁済を受けることはできません（会社更生法47条1項）。但し、当該更生債権者が更生会社を主要な取引先とする中小企業者であり、当該更生債権の弁済を受けなければ事業の継続に著しい支障を来すおそれがある場合には、更生計画認可の前でも、裁判所は、管財人の申立て又は職権で、その全部又は一部の弁済を許可することができます（同条2項）。

#### Q2 履行期が到来している債務との相殺の可否

⇒ 更生手続開始決定後には、①更生手続開始決定当時負担する債務と、②債権手続期間内に相殺適状になった場合に、③債権届出期間内に限り、相殺することができることとなります（会社更生法48条）。

#### Q3 期限の利益の喪失

⇒ 各取引に関する契約書の条項に従うこととなりますが、今回の申立ては、基本的に会社更生法に基づく更生手続開始申立てですので、通常の契約書の文言によれば、不履行事由（期限の利益喪失事由）に該当することになると考えられます。

なお、更生手続開始申立ては、金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律（「一括清算法」）上の「一括清算事由」（同法2条4項）に該当します。

#### Q4 ISDA Master Agreement に基づくデリバティブ取引等

⇒ 今回の申立ては、基本的に会社更生法に基づく更生手続開始の申立てであるため、ISDA Master Agreement（「ISDA マスター契約」）Section 5(a)(vii)(4)の事由に該当することにより、ISDA マスター契約に定める Event of Default に該当します。

大和生命は日本法人であるため、大和生命に日本法に基づく所定の倒産手続が開始された場合でも一括清算法に基づき ISDA マスター契約下の複数の取引を一括して清算すること（クローズアウトネットティング）を可能にすべく、大和生命について、ISDA マスター契約 Section 6(a)において言及される Automatic Early Termination の適用が Schedule において選択されているケースが少なくないと考えられます。この場合、ISDA マスター契約 Section 6(a)に基づき、今回の申立て日である2008年10月10日に ISDA マスター契約に基づく全取引が終了していることとなります。仮に Automatic Early Termination の適用が Schedule において選択されていない場合において、大和生命との間の ISDA マスター契約に基づく取引を終了させることを望む場合、ISDA マスター契約 Section 6(a)に従って大和生命に通知を行うことにより取引を終了させる必要があります。

ISDA マスター契約 Section 6(a)に従って取引が終了した場合、大和生命の取引相手方は、かかる終了日後、実務上合理的に可能な限り速やかに、ISDA マスター契約 Section 6(d)(i)に従って ISDA マスター契約に基づく取引の清算金額を計算した上で、かかる計算結果等を記載した書面を大和生命に交付する必要があります。

なお、かかる計算の結果、大和生命に対して清算金額支払義務を負うことになった場合、ISDA マスター契約 Section 6 (d) (ii)に従って支払日までの経過利息を加算して支払う必要があることに留意が必要です。

逆に、かかる計算の結果、取引相手方が大和生命に対して清算金額支払請求権を有することになった場合、更生手続開始後は、かかる債権は原則として更生債権となるため、所定の期間内に裁判所に届出を行った上で、更生手続の中で更生計画に従って弁済を受けられるに留まります。

(\*) 以上はデリバティブマーケットで最も締結件数が多いと思われる 1992 年版の ISDA マスター契約の本文の内容を前提にしたものです。Schedule その他変更契約等によって ISDA マスター契約の本文の内容に修正が加えられている可能性がありますので、個別の契約の検討に当たっては、その点を併せてご確認下さい。また、ISDA が公表しているデリバティブの基本契約としては、他に 1987 年版及び 2002 年版がありますので、個別の契約の検討に当たっては、必ず何年版が使用されているかご確認下さい。

(\*\*) 過去の他の生命保険会社の更生特例法に基づく手続開始の申立てに伴い、ISDA マスター契約に基づく取引の解約・清算が実際になされたか否かは現時点では不明ですが、特に大和生命側にとって取引の継続の必要性がある場合、解約・清算を行わない等の対応が要請される可能性もあり得ます。

#### Q5 更生債権・更生担保権

⇒ 大和生命に対して権利を有する債権者の債権は、会社更生法 127 条以下の分類（共益債権、開始後債権、更生債権、更生担保権）に従って更生手続の中で処理されることとなります。

(\*) なお、一定の保険契約上の権利（保険金請求権等）については、生命保険会社が被保険契約者のために積み立てた金額（責任準備金）につき一般先取特権（保険業法 117 条の 1）が付与され、共益費用の先取特権（民法 306 条 1 号）に次ぐものとされています。そのため、当該権利は更生手続上、①劣後ローン・劣後債等の金融債権者、②取引債権者、③不法行為債権者（i. e. 変額保険等をめぐる取引的不法行為債権者）等に対しては優先し、③労働債権者（i. e. 退職金、退職年金債権者）の債権とは同順位ということになります（山本論文 324 頁）。なお、保険契約者の債権届出については、通常の債権とは別に機構が取りまとめて裁判所に届け出ることになっています（上記 2 (3) ウ Q2 参照。）。

## 4. 株主への影響

### Q1 株主の地位について

⇒ 更生会社が債務超過の場合には、株主の権利はすべて消却されるのが一般的です（契約者用 Q&A 第 3 Q1）。本件と同じ保険株式会社に対する更生手続である協栄生命の事例では、発行済株式の全部（1 億 6200 万 5584 株の普通株式及び 2585 株の優先株式）が無償消却されています。

### Q2 更生手続への参加方法

⇒ 更生債権者同様、管財人の選任につき意見がある株主は、平成 20 年 11 月 14 日までに「〒100-8920 東京地方裁判所民事第 8 部 更生会社大和生命保険株式会社 係」宛てに書面で意見書を提出することができます（会社更生法 85 条 4 項、契約者用 Q&A 第 3 Q1）。

また、更生債権者同様、株主が自主的に組織した委員会（「株主委員会」）が一定の要件<sup>11</sup>を満たす場合には、利害関係人の申立てに基づく裁判所の承認により、更生手続上一定の権限等が付与されます（会社更生法 117 条）。付与される権限の内容及び要した費用の償還については、更生債権者委員会の場合と原則として同様です（同法 117 条 7 項、114 条、121 条上記 2 (3) ウ Q 2 参照。）。

以上

\* \* \* \*

問合せ先：

アンダーソン・毛利・友常法律事務所  
<http://www.andersonmoritomotsune.com/>

弁護士 森下国彦  
電話 03-6888-1040  
Email [kunihiko.morishita@amt-law.com](mailto:kunihiko.morishita@amt-law.com)

弁護士 出張智己  
電話 03-6888-1106  
Email [tomoki.debari@amt-law.com](mailto:tomoki.debari@amt-law.com)

弁護士 中村俊弘  
電話 03-6888-5848  
Email [toshihiro.nakamura@amt-law.com](mailto:toshihiro.nakamura@amt-law.com)

<sup>11</sup> 要件は次のとおり（会社更生法 117 条）。

- ①委員の数が 3 人以上 10 人以内（1号）
- ②株主の過半数が、当該委員会が更生手続に関与することに同意していると認められること（2号）
- ③当該委員会が株主全体の利益を適切に代表していると認められること（3号）

## 別紙 1

## 【行政手続】

破綻会社	手続の概要	備考
東邦生命 第百生命 大正生命	<p>金融庁（なお、東邦生命及び第百生命の事例では当時の金融監督庁）から、破綻会社に対して業務の一部停止命令が出され、その翌日に保険管理人が選任され、財産の管理命令、保険契約移転計画の作成命令等が出される。</p> <p>↓</p> <p>保険管理人による破綻会社の資産・負債の精査、保険契約の移転先会社の選定作業（約6か月間）。</p> <p>↓</p> <p>他社に契約を移転することを柱とする移転計画を作成し、金融監督庁長官の承認を得る。</p> <p>↓</p> <p>保険管理人から、保護機構に対し、財産評価の適切性の確認申請、並びに金融庁長官から適格性の認定を受けた上で、他社との連名による資金援助の申し込みがなされ、評価審査会や運営委員会の議を経て、保護機構の総会にて決定を行う。</p> <p>↓</p> <p>約3～4か月後、破綻会社から他社に保険契約が移転される際に、保護機構は、上記決定に基づき、資金援助を行った。資金援助のための資金は、入札方式による借入によって調達した。</p>	<p>スポンサーが現れない場合、機構が新たに設立する受皿会社が保険契約を承継するか、機構自らが契約を引き受けることになる。</p> <p>なお、今回のケースでは、既に更生手続が係属しており、重ねて行政手続が係属する可能性は乏しい（行政手続上の保険管理人と、更生手続上の保全管理人ないし管財人の地位は両立しないものであり、それぞれの手続が両立することは想定されていないように思われる。また、前例においても、行政手続と更生手続は択一的なものとして扱われている。）。</p>

## 【更生手続】

破綻会社	手続の概要	備考
千代田生命 協栄生命 東京生命	<p>破綻会社が地裁に会社更生手続開始の申立を行い、同日、裁判所から保全管理命令と保全管理人の選任がなされ、その翌日ないし一週間後に、更生手続開始決定と管財人の選任がなされる。</p> <p>↓</p> <p>管財人による破綻会社の資産・負債の精査及び更生計画案の作成、スポンサーの確保等。 保護機構は、保険契約者表を作成の上、保険契約者の縦覧に供した後、裁判所に提出。</p> <p>↓</p> <p>更生手続開始決定から約4か月後、裁判所に対し、更生計画案を提出。</p> <p>↓</p> <p>約1～2か月後、更生計画案の審理・決議のための関係人集会が行われ、更生計画案が可決された後、裁判所から認可決定が行われる。 保護機構は、保険契約者に対し、更生計画案の概要を通知した後、関係人集会において、更生計画案に同意。</p>	<p>スポンサーが現れない場合、機構が新たに設立する受皿会社が保険契約を承継するか、機構自らが契約を引き受けることになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構が新たに設立する受皿会社が保険契約を承継する場合には、左記と同様の手続となる。</li> <li>・保険会社自らが契約を引き受ける場合には、左記のように承継会社に資金援助を行うのではなく、機構自らが、契約履行のための資金調達を行うことになる。</li> </ul>

## 別紙2

## これまでの生命保険会社の破綻処理の概要

	日産生命(相)	東邦生命(相)	第百生命(相)	大正生命(株)	千代田生命(相)	協栄生命(株)	東京生命(相)
○手続	保険業法に基づく破綻手続	保険業法に基づく破綻手続	保険業法に基づく破綻手続	保険業法に基づく破綻手続	会社更生手続	会社更生手続	会社更生手続
○破綻処理の開始日	H9.4.25 業務停止 同日 管理命令	H11.8.4 業務停止 H11.8.5 管理命令	H12.5.31 業務停止 H12.6.1 管理命令	H12.8.28 業務停止 H12.8.29 管理命令	H12.10.9 手続開始申立 H12.10.13 手続開始決定	H12.10.20 手続開始申立 H12.10.23 手続開始決定	H13.3.23 手続開始申立 H13.3.31 手続開始決定
○債務超過額(a)-(b)	約3,029億円 (H9.5 末時点)	約6,500億円 (H11.9 末時点)	約3,177億円 (H12.9 末時点)	約365億円 (H12.8 末時点)	約5,950億円 (H12.10.13 時点)	約6,895億円 (H12.10.23 時点)	約731億円 (H13.3.31 時点)
資産(a)	18,227億円	21,900億円	13,000億円	1,545億円	22,330億円	37,250億円	6,900億円
負債(b)	21,256億円	28,400億円	16,176億円	1,910億円	28,280億円	44,145億円	7,632億円
○受け皿保険会社	ブルデンシャル 生命	AIG エジソン 生命	マニユライフ 生命	大和生命	AIG スター 生命	ジブラルタ 生命	T&D フィナンシャル 生命
○保険契約者保護機構による資金援助額(注)	2,000億円	3,663億円	1,450億円	267億円	0円	0円	0円
○契約条件の変更等							
責任準備金等の縮減	削減ゼロ	原則90%に削減	原則90%に削減	原則90%に削減	原則90%に削減	原則92%に削減	削減ゼロ
予定利率	2.75%に引下げ	1.5%に引下げ	1.0%に引下げ	1.0%に引下げ	1.5%に引下げ	1.75%に引下げ	2.6%に引下げ
○救済実施日	H9.10.1 契約移転	H12.3.1 契約移転	H13.4.2 契約移転	H13.3.31 契約移転	H13.4.20 株式会社化 営業再開	H13.4.3 営業再開	H13.10.19 株式会社化 営業再開

(注) 保険契約者保護機構によるセーフティネットにより、契約者は原則として、責任準備金の90%までが保障されることとなっている

(金融庁『大和生命の経営破綻について』8頁 ([http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/dai2/siryou/20081027/01.pdf](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/dai2/siryou/20081027/01.pdf))より引用)